



埼玉県報

第 2 6 7 3 号
平成 2 7 年 2 月 2 4 日
火 曜 日

目 次

規則

- [職員の任用に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

告示

- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [埼玉県証紙売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [建築協定\(全員協定\)\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六 八四

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六 一一）の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用上級試験の項中「、土地改良、農業造構、農地造成」を「・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百五十九号

平成二十六年埼玉県告示第八百五十四号で公示した公共測量（二・三・四級基準点測量及び出来形確認測量）は、平成二十七年二月十日終了した旨測量計画機関である嵐山町東原土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十号

平成二十六年埼玉県告示第千五百六十六号で公示した公共測量（航空写真撮影業務）は、平成二十七年二月六日終了した旨測量計画機関である所沢市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十一号

平成二十六年埼玉県告示第千三百六十九号で公示した基本測量（地理識別子整備業務）は、平成二十七年二月四日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

栃木県足利市大前町百五十八番地

有限会社 Ohno.com

二 指定年月日

平成二十七年二月十九日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 橋 裕子

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷二百四十四番地二十

林 淳

二 建築協定区域

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字神明二百四十四番四他

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年二月九日

指令越建セ第二六〇〇二七一号

二 検査済証番号

平成二十七年二月十九日

越建セ第四七六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚字南浦八百三十四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚五百五十八番五

門別幸治 門別春枝